

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第10号

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年見附市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項中「死亡したものを除く。」の次に「以下この条及び次条第1項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「均衡」を「権衡」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の

規定による勤勉手当の支給について準用する。

附則に次の１項を加える。

（勤勉手当に関する特例）

- ４ 第１４条の２第１項及び第２３条の２第１項の規定により準用する給与条例第２４条第２項第１号の規定の適用については、当分の間、同号中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の５０」とする。

（見附市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条 見附市職員の育児休業等に関する条例（平成４年見附市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第８条中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加える。

（見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条 見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年見附市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項中「、第１２条の２及び第１４条」を「及び第１２条の２」に改め、同条第２項中「、第１４条」を削る。

（見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条 見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年見附市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２８条第１項中「、第１８条及び第２０条」を「及び第１８条」に改め、同条第２項中「、第２０条」を削る。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。